

発明等に係る補償金の税法上の取扱いについて

皆様にお支払いする発明等に係る補償金につきまして、所得税法上の取扱いは下記のとおりとなります。税務署への申告等につき、ご遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 所得の申告について

1月1日から12月31日までの所得の合計額が、下記に当てはまる場合は、確定申告が必要になります。申告期限は、翌年の3月15日（土日・祝日の場合は、次の平日）です。

（以下、国税庁のホームページより抜粋）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1900.htm>

「No.1900 給与所得者で確定申告が必要な人

- 1 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- 2 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- 3 2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人

（注）給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。」

2. 本学の補償金の取扱いについて

本学発明規程及び研究成果有体物規程に規定する補償金の取扱いについては、次のとおりになります。

- ・実績補償金（発明規程第16条、研究成果有体物規程第9条）・・・・・・雑所得

これに関連する国税庁の見解は、次のとおりです。

（以下、国税庁のホームページより抜粋）

<http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/04/10.htm>

「法第 23 条から第 35 条まで(各種所得)共通関係

(使用人等の発明等に係る報償金等)

23～35 共-1 業務上有益な発明、考案等をした役員又は使用人が使用者から支払を受ける報償金、表彰金、賞金等の金額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得に係る収入金額又は総収入金額に算入するものとする。(平 17 課個 2-23、課資 3-5、課法 8-6、課審 4-113 改正)

(1) 業務上有益な発明、考案又は創作をした者が当該発明、考案又は創作に係る特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権を使用者に承継させたことにより支払を受けるもの これらの権利の承継に際し一時に支払を受けるものは譲渡所得、これらの権利を承継させた後において支払を受けるものは雑所得

(2) 特許権、実用新案権又は意匠権を取得した者がこれらの権利に係る通常実施権又は専用実施権を設定したことにより支払を受けるもの 雑所得」

(参考)

本学の規程につきましては、以下でご確認ください。

<http://www.uic.osaka-u.ac.jp/download/>

大阪大学発明規程 (2018.4.1 改正)

国立大学法人大阪大学研究成果有体物規程 (2019.4.1 改訂)

以上